

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

豊島区環境基本計画は、「豊島区環境基本条例」第9条に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の事項を定めます。

- ① 環境の保全に関する目標
- ② 環境の保全に関する施策の方向
- ③ 環境の保全に関する施策の推進方法
- ④ 環境の保全に関する配慮の指針
- ⑤ 上記のほか、環境の保全に関する重要事項

2. 計画の位置づけ

「豊島区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」を環境面で支えます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」及び、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育等促進法）に基づく「環境教育等行動計画」を包含します。

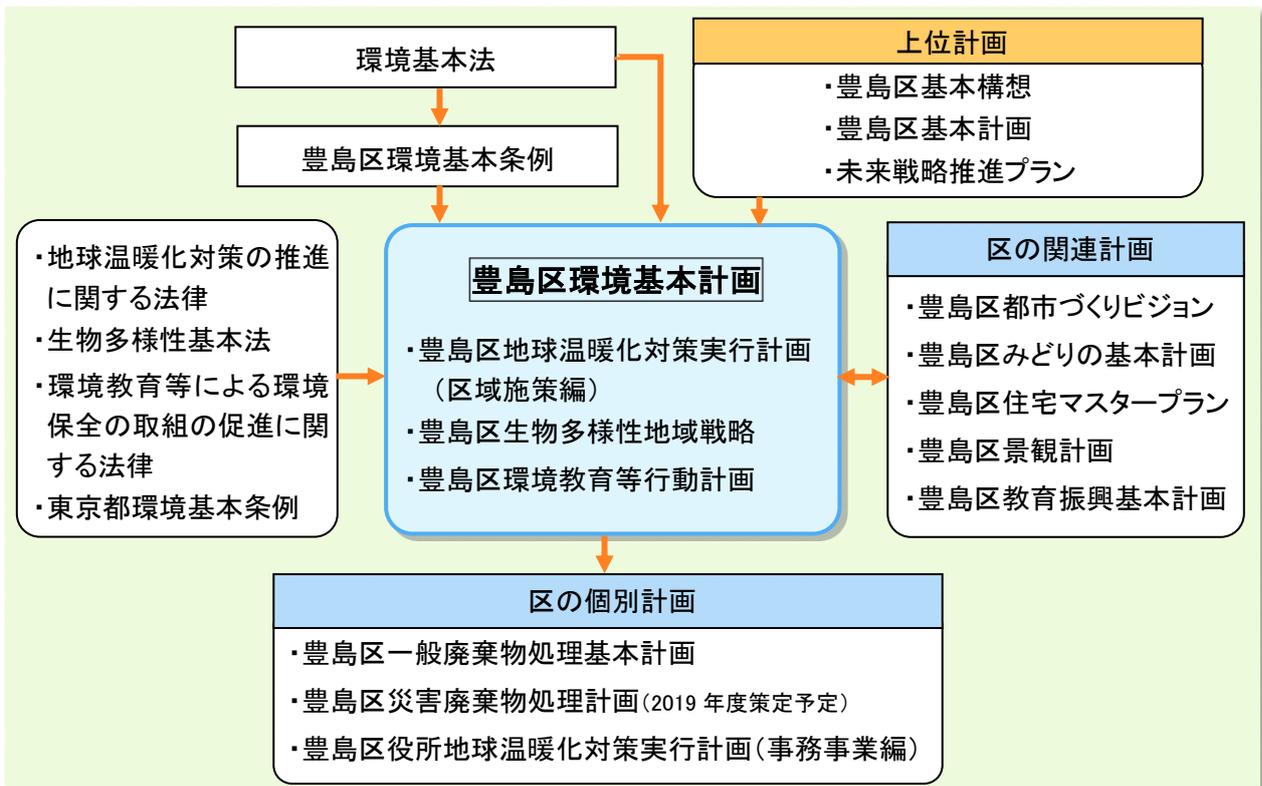


図 12 豊島区環境基本計画の位置づけ

3. 計画期間

2019年度から2030年度

※計画期間の中間年度を目途に、時勢の変化等をふまえて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

「豊島区環境基本条例」第4条に示される範囲を基本とし、次のように設定します。

- ❖ 地球温暖化の防止
- ❖ 生物多様性の保全
- ❖ 廃棄物・リサイクル対策
- ❖ 公害対策・環境美化
- ❖ 環境教育・環境学習

5. 推進主体

区的环境は地球全体の環境と深く関わっているため、各主体が環境への意識や責任感を持ち、地域の環境保全のために行動することが必要です。そのため、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすことに加え、各主体が連携・協働して取組みを推進していきます。

また、世界中から訪れる人々が活発に行き交う区の特性を考慮し、区民・事業者・区、区に集うすべての人などの、「みんな」による取組みの推進が必要です。そこで、「みんな」に対して環境配慮を促し、パートナーシップによって良好な環境を守り育てていくことにより、本計画の目標達成を目指します。

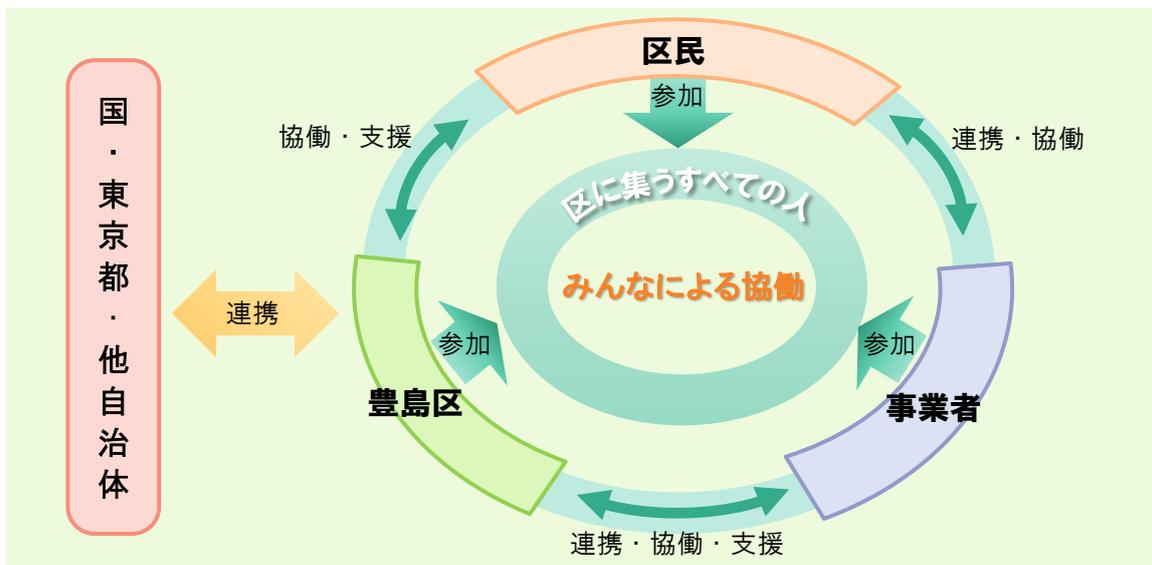


図 13 推進体制図